

第17回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年11月26日(火) 午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室(3階)

3. 出席委員 13名

1	三木 隆志	2	金曾 浩文	3	辻本 一夫
4	太田 勝義	5	乙部 毅博	6	竹内 稔
7	水野 敦	8	岩岡 栄一		
10	鈴木 敏文	11	寺嶋 誠一	12	牧田 日出男
13	太田 福司	14	穀内 和夫		

4. 欠席委員 1名

9	金曾 千春
---	-------

5. 議事日程

日程第1		農業委員会業務報告について
日程第2	議案35号	農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について
日程第3	議案36号	農地法第3条の規定による許可について
日程第4	議案37号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 事務局 清原局長、豊吉主幹

7. 閉会時間 午後2時30分

8. 会議の概要

穀内会長	ただ今の出席委員は13名であります。定足数に達しておりますので、第17回、大樹町農業委員会、総会を開きます。 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、8番・岩岡 栄一委員、10番・鈴木 敏文委員を指名いたします。 日程第1、農業委員会業務報告を行います。 事務局より内容説明を求めます。
清原局長	それでは、10月28日開催の第16回総会以降に行われました業務等につきまして報告いたします。 1の会議関係では、10月28日、吉岡町農業委員会情報交換会を全委員出席のもと、行っております。同じく10月28日、農業委員会懇話会納会パークゴルフ大会を11名の委員参加のもと、開催しております。 10月31日、農業委員会OB会が開催され、会長が参加しております。 11月5日、牧田農地委員長以下委員13名において、農地利用状況調査を実施し、対象農地の状況確認及び転用完了確認を行っております。 11月11日、第1班 岩岡班長以下委員4名と会長において、中島地区の賃貸借1件に係るあっせん会議を行っております。 11月12日、石坂地区の農地等相続1件に係る打合せを会長出席のもと、行っております。 11月13日～14日にかけて、農業委員会委員道内視察研修を10名の委員参加のもと、実施しております。エルバ北海道などを視察しております。 11月15日、地区別農業委員研修会・十勝農委連役員会・女性農業委員情報交換会が幕別町百年記念ホールで開催され、会長以下委員12名が参加しております。 11月19日、第1班 岩岡班長以下委員5名と会長において、中大樹地区の農地売買1件に係るあっせん会議を行っております。 裏面をご覧ください。 11月20日、第3班 乙部班長以下委員5名と会長において、上中島町地区の農地売買1件に係るあっせん会議を行っております。 11月23日、勤労感謝祭が大樹神社で執り行われ、農業委員会からお酒を奉納しております。 11月25日、第2班 辻本班長以下委員4名と会長において、豊里地区の農地売買1件に係るあっせん会議を行っております。また、記載しておりませんが、萌和地区の農地売買に係る現地調査も地区委員出席のもと行っております。 同じく11月25日、穀内会長、太田代理、金曾浩文農政委員長から町長へ、農業施策等要望書を提出しております。なお、12月20日の次回総会前に町長との懇談を予定しております。 次に2番、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてです。 今月の報告はありませんが、依然として2法人は、提出期限を過ぎ、事務局から再度の通知をしても、正式に報告書の提出がない状況となっております。引き続き報告書の提出を促して参ります。 以上で業務報告を終わります。
穀内会長	報告が終わりました。 報告の内容について質疑はありませんか。

	(質疑なし) 質疑なしと認め、以上で業務報告を終わります。 日程第2、議案第35号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について、申請番号1番から4番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第35号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」の提案説明を申し上げます。 農地法第18条の規定では、農地等賃貸借の解除等の制限を定めております。 農地等は通常、都道府県知事等の許可を受けなければ、賃貸借の解除等をしてはならないと定められております。 ただし、例外となる要件がいくつか定められており、その要件の一つとして、貸主と借主が農地の引き渡し日の6か月以内に成立した合意で書面により明らかな場合と規定されております。 今回、この例外規定の合意解約4件の通知がございました。 つきまして、この合意解約につきまして、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願い致します。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	次に、申請番号1番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■■ ■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■ であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第35号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について、申請番号1番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。
穀内会長	次に、申請番号2番の審議にあたり、■■■ ■■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 次に、申請番号2番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号2番、所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現

	況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は、■■ ■■■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、売買に伴う合意解約のためであります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第35号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について、申請番号2番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号3番から4番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号3番、所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は■■■ ■■■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、売買による合意解約のためであります。 申請番号4番、所在及び地番につきましては、字■■■ 他■■筆、登記簿・現況地目は畑、農振は農用地であります。面積は、■■■㎡、貸付人は■■■ ■■■■■ 氏、借受人は、■■■ ■■■ ■■■ 氏 であります。解約申入日、解約成立日、土地引渡日、解約通知日は、令和■■年■■月■■日であり、解約事由は、借主変更による合意解約のためであります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第35号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について」 申請番号3番から4番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第3、議案第36号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号

	1 番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第36号、農地法第3条第1項の規定による許可についての提案説明を申し上げます。 農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。 農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否についてご審議いただくものです。 今回審議いただく案件は、1 件です。内訳は、賃貸借が1件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、よろしくお願いします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	それでは、申請番号1 番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1 番、所在、地番につきましては、字■■ 他■■筆、登記簿、現況地目につきましては、何れも畑、農振は農用地、面積につきましては、■■㎡のうち■■㎡であります。 貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■であります。経営面積は、■■㎡であり、賃借料は■■円、10a当り■■円、本地区の担当委員は、辻本委員となっております。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 次に、地区担当委員より調査報告を求めます。 申請番号1 番について、■■地区担当委員、辻本 一夫 委員から報告願います。
辻本委員	申請番号1 番につきましては、借主による賃貸借となっております。借主は、法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。ご審議の程、よろしくお願いします。
穀内会長	報告が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第36号、農地法第3条の規定による許可について、申請番号1 番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし)

	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 日程第4、議案第37号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号1番から4番の件を議題といたします。 事務局より提案説明を求めます。
清原局長	それでは、議案第37号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての提案説明を申し上げます。 旧農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した集積計画を農業委員会が決定することが定められており、その集積計画に基づき各利用権の設定等を本総会にお諮りするものです。 今回ご審議頂きます申請は4件です。 内訳は、賃貸借の更新4件となっております。 つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願いいたします。 以上で提案説明を終わります。
穀内会長	次に、申請番号1番から3番の審議にあたり、■■ ■■ 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。 それでは、申請番号1番から3番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号1番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。 申請番号2番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。 申請番号3番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡のうち■■㎡であります。貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号1番から3番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。

	質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第37号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について 申請番号1番から3番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 次に、申請番号4番の内容について、事務局より説明を求めます。
豊吉主幹	申請番号4番、所在、地番につきましては、字■■ 他■筆であります。登記簿、現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は■■㎡であります。 貸主は、■■ ■■ ■■ 氏、借主は、■■ ■■ ■■ 氏、経営面積は、■■㎡であり、当地における賃借料は、年額■■円 10a当り■■円です。 期間は、令和■年■月■日から令和■年■月■日であります。 以上で説明を終わります。
穀内会長	内容の説明が終わりました。 なお、申請番号4番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。 これより質疑に入ります。 質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第37号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、申請番号4番の件を採決いたします。 本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なし) ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決定されました。 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。 事務局より説明します。
清原局長	次回の総会につきましては、12月20日金曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
穀内会長	以上をもって、第17回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和6年11月26日

会 長

委 員 (8 番)

委 員 (9 番)